

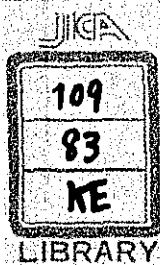
カンボジア・バットアンバンかんがい
農業実験農場実施計画

PLAN OF OPERATION
PILOT STATION FOR IRRIGATION AGRICULTURE
BATTAMBANG (CAMBODIA)

カシノ

昭和42年3月

海外技術協力事業団
開発調査部



国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 18	DE/09
登録No.	05760	1183
		KE

国際連合

E C A F E

メコン河下流域調査調整委員会

(カンボジア、ラオス、タイ、南ベトナム)

カンボジア・バットアンバンカンがい農業実験農場実施計画

*Plan of Operation
pilot Station for Irrigation Agriculture,
Battambang (Cambodia)*

目 次

概 要	1
I. 目的と内容	1
A. 計画の目的	1
B. 計画の内容	2
II. 実施以前の義務	4
III. 実施計画	4
A. 特別基金の分担と拠出	4
B. 政府の分担と拠出	5
C. 組 織	10
D. 作業経過	13
IV. 予 算	17

JICA LIBRARY



1048292[5]

V. 報 告	18
VI. 審 査	18
VII. 計画に対する基金の援助の終了時にとられる手順	18
VIII. 署 名	19
附 表 I.	21
附 表 II.	24
附 表 III.	27
附 表 IV.	28

概 要

基金割当額	542,900米ドル
基金拠出額	496,300
国内作業経費に対するカンボジア政府の拠出額	46,600
カ国政府の分担金	500,000
期 間	4 年
実施期間	F A O
カンボジア側協力機関	カ国農業省

国連特別基金の実施機関として、FAOが行なうカンボジア・バットンバンにおけるかんがい農業パイロットステーションの設置のために、カンボジア政府と国連特別基金が、1960年11月24日に調印した協定の第1条第2節に基づいて作られたものである。

この業務計画は英文、仏文の3原本からなり、英文・仏文ともに等しく公正であると認められ、同意された。

I. 目的と内容

A. 計画の目的

- 1.1 計画の目的は、バットンバン河の水を利用したかんがいによって開発される地域において、かんがい農業の展示と訓練を実施す

るとともに、改良されたかんがい農法を計画地域に応用した場合に、可能な農業増産高を評価しようとするものである。

1.2. 計画としては特に次のようなものがある。

- (a) 多目的ダムやバツタンバン河における主要工事から水をもつとも効果的に利用する方法の研究。
- (b) 計画地域に適した最新のかんがい農法のテスト
- (c) 調査研究および作付の多目化、輪作の実施とその展示。
- (d) かんがいの維持管理と農業普及面における現地人の訓練

B. 計画の内容

1.3 バツタンバン河流域(バツタンバンの農事試験場についてのFAOの最終報告)において、以前に行なわれた調査結果は、約68,000 haの受益可能地を大規模かんがいするための基礎条件として、バツタンバン河を利用することの可能性を確認している。そしてその調査においてバツタンバンのかんがい計画を実施する政府案が勧告されている。

実施の第一段階では、約12,000 haをかんがいできる多目的ダムが建設できるであろう。

1.4 計画の内容は次のようなものからなる。

- (a) 15 haの実験農場を含む300 haのかんがいパイロット

(2)

計画の詳細な設計と建設

- (b) 水利用のための規則の作成を含む、計画地域に適した種々のかんがい農業の様式と、その実行および用水の配分と管理等についてのテスト。
- (c) 1.3節に関連してレポートにおいて考えられた、高い収量があげられるかどうかを決定するための試験の実施

1.5 計画の期間は4年間である。初年度は実験農場の建設と、かんがい用水路と排水路の掘削にあてられる。

試験、展示、訓練は2年目に開始され、計画期間の終了まで展示と訓練に重点がおかれるであろう。

1.6 多目的ダム completion までは、かんがい用水はバツタンバン河からポンプアップされ、これら地域に供給される。実験農場とバツタンバン市街間の距離は約7kmである。

1.7 展示地域は試験場要員の指導の下に、農民によって耕作される。農民に対しては、最良の農機具、種子、肥料の導入がなされ、改良された土壌管理と、より効率的な市場が確保されるために援助が果たえられる。

1.8 計画の終りには政府は財政、試験場の維持と、試験結果とかんがいシステムを維持するための実際上の経験について、さらに、普及事業を通して農民層にこれらの成果が利用されるように責任

をもつ。

II. 実施以前の義務

- 2.1 政府は実験農場に必要な 15 ha の用地の購入に必要な措置をとらねばならない。
- 2.2 政府は農民の所有地を通過する計画に必要な水路のための地役権について、農民の了解を得ること。

III. 実施計画

A. 特別基金の分担と拠出

- 3.1 特別基金は実施機関を經由して次のように供与される。

(a) 専門家

附表 1 に詳細が記載されているように、専門家のサービスが全部で 15 ヶ月用意されている。この内容については、もし、計画にとって最善と思われる場合には、実施機関は、カ国政府と協議して個々の任命について、若干の調整を行なう。

フェローシップの数は附表1に詳しく記載されている。この業務計画で予定されているフェローシップは、実施機関のフェローシップの規則にしたがって調整される。フェローシップのための _____ ドルの総枠のうち、もし計画によってベターならば、個々のフェローシップについて若干の調整がなされる。

(b) 機材供与

機材供与は 153,000 ドルを超えない額であり、詳細は附表1にある。

_____ ドルを超えない額の下請作業分がそのサービスや施設に使用され、詳細は附表1にある。

(c) その他

その他のサービスや施設が附表1にある。

3.2 実施機関は、下請による上記のサービスや施設の一部あるいは全部を提供する権利を保有する。

B. カ国政府の分担と拠出

(i) 分担

3.3 政府は分担分として、次記のものを提供しなければならない。

(a) 役務分担

専門スタッフ 附表2に詳細に示されたように、全部で432

マンマンズの専門的役務が提供される。その内容については、必要に応じ政府は実施機関と協議して、若干の修正を行なう。

その他要員 全部で576マンマンズで附表2にその内容を記載している。

(b) 土地および建物

土地および建物は附表IIに詳細が記載されている。

(c) 機材供与

機材供与の内容は附表IIに記載されている。

(d) その他

事務所の調度、器具、文房具等を含むその他のサービス、および施設は、附表IIに記載されている。

(e) 機材の輸送と管理経費

これには次のものが含まれる。

プロジェクトに必要な機械の輸入、および通関手続の経費、国内における輸送、維持、保管経費、これには必要に応じて計画地点に到着後の安全な保管、維持、保険、輸送経費等が含まれる。

(f) 記録と情報

政府は本計画の遂行に対し、必要な記録あるいは情報は、出版の有無にかかわらず提供しなければならない。この中には、報告、地図、記録、その他のデータがあり、これらは実施機関の意見によると、計画の実行を容易にするものである。

(g) 建物

政府は妥当な賃賃料で適当な建物を、国際協力要員に提供し

なければならぬ。

3.4 分担金の評価額の詳細は、この業務計画の立案時に入手できた、もっとも現実的な情報にもとづいて、附表Ⅱに記載されている。計画遂行期間中の価格変動によっては、既定の金額に適当な調整が必要であろうということが了解された。

この金額は、計画の適当な実行に必要な資料と施設の金額によって常に計算される。

(ii) 特権と免税措置

カンボジア政府と国連特別基金との間の基本協定にもとづき、この業務計画の1頁の緒言の章に関連した国連特別基金や実施機関の要員に対しては特権と免税が与えられる。

3.6 実施機関の契約者およびその要員（カンボジア国内のカ国政府の雇人は除く）は次の権利をもつ。

- (a) 計画の遂行上、これらの人によってなされたすべての行為に因して、法律上の義務の免除。
- (b) 奉仕義務の免除
- (c) 入国制限の免除
- (d) 外国為替管理規則との関連や、計画の遂行上これらの人が報酬として得た金額について、計画の目的や要員の個人的使用のための妥当な額の外国通貨の持ち込み、およびその国内通貨への

交換自由の特権

- (e) 計画の遂行のため、および要員の個人的使用のための妥当な額の外国通貨の持ち込み、およびその国内通貨への交換自由の特権が、外国為替規則との関連において、また計画の実施によってこれらの要員が報酬として得た金額についても認められた。
- (f) 外交面と同様に、国際的危機にあたっては、本国に帰国できる便宜の供与。

3.7 実施機関の契約者のすべての要員は、計画に関連するすべての文書報告について、不可侵の特権をもつ。

3.8 カ国政府は、実施機関の業務の委託を受けた外国の商社、組織や、これらに従事する外国人の次述の所得に対しては公租、公課等の義務を免除しなければならぬ。

- (a) 本計画の実施上において、上記の人の得た給料
- (b) 協定に関連してカ国内に輸入された機材、物資
- (c) 国連専門家に現在認められている許可と同条件で関係商社およびその職員の家用车および消費物資への課税が保留される。

3.9 この業務計画の3.6から3.8節に関連して、これら商社や組織およびその個人に与えられた特権と免税措置は、実施機関や特別基金の意見により、実施機関によって放棄されるだろう。免税措置は公正の原則を妨げるであろう。またこの権利放棄も計画が成功裡に完成する上に障害とはならないし、特別基金や実施機関の

不利益となるものでもない。

3.10 実施機関は、カ国政府に上述の特権と免税措置が適用される人のリストを提出しなければならない。

(iii) 国内作業経費

3.11 本業務計画の前置きに関連して協定の第5章1節の(a)から(d)としてカ国政府によって支出される支払いは、計画に必要な機材の輸送のための経費を除いて、カウンターパート拠出分であり、カ国政府は特別基金に国内作業経費として 46,600 US 帛に相当する国内通貨を特別基金に支払わねばならぬ。

この額は下請業者の外国人のコスト（もし計画に雇用されるなら）を含む特別基金の人件費の15%に相当する。

3.12 46,600 US 帛に相当する国内作業経費としての拠出は、カ国政府によって、現地通貨として次のスケジュールにしたがってプノンペンのカンボジア国立銀行に特別基金勘定 No. 44-02-05 のクレジットとして預金される。

業務計画の署名と同時に	14,200 ドル
1967年の1月1日に	11,700
1968年の1月1日に	15,000
1969年の1月1日に	5,700

各分割支払額は国庫と照合の上決定され、交換レートは満期日または支払日のいずれか遅い方が採用される。上記額の支払は特定の日、あるいはそれ以前に手続きされることが前提条件である。

C. 組 織

3.13 計画の構成あるいは実施の全体責任は、下請部分をも含めて、実施機関であり、実施機関はプロジェクトマネージャーを通して計画し、直接業務を実施する。プロジェクトマネージャーは他の国際的専門家と協力して業務を実施するが、その任命にあたっては、カ国政府と協議して実施機関により当該プロジェクトに任命される。

3.14 実施機関に雇われる下請業者は、実施機関の適切な調整の下に選ばれる。

3.15 その任務の遂行にあたり、プロジェクトマネージャーは、その *Co-Manager* と協議して次記業務を行ない、かつ、責任をもつ。

(a) 詳細なプランニングや、各作業の業務日程や予算を含む計画の管理実施に責任をもつ。

(b) カ国側カウンターパートおよび補助要員のカ国政府の選抜、承認、任命についての助言、入争面のカウンタープロジェクト

により普通選抜される特別基金のフェローシップの詮術についての助言。

(c) 技術面に關して、専門家の監督とカウンターパート要員の配置

(d) 訓練規準の作成、カウンターパート要員の現地訓練の監督

(e) 機材およびその輸送、実施機関を通して、あるいはカ国政府に代って実施機関によって管理されている計画に供給された基金の現地支出等すべてのことについて実施機関に対して責任をとる。

(f) 基金または実施機関に屬する、あるいは、カ国政府からプロジェクトに提供された機材使用についての調節

(g) このプロジェクトと關係のある機関やプロジェクトとの連絡調整

3.16 カ国政府の政府機関 (*agency*) はプロジェクトにおける政府の分担について責任をもち、プロジェクトに必要な技術上、管理上の支援をなし、プロジェクトに参加している他の機関の協力を確保しなければならない。

3.17 政府は実施機関が受け入れられるプロジェクトの *Co-Manager* を任命しなければならない。 *Co-Manager* はプロジェクトの全期間配置される。

彼は計画の管理と実施についてプロジェクトマネージャーに緊密に協力する。

3.18 *Co-Manager* はその義務の遂行にあたり、プロジェクトマネイジャーと協議して次の業務を行なう。

(a) 政府の分担業務の全部について責任をもつ。これらには、政府の分担採出が計画通り行なわれているか、すなわち建物の建設、機材の調達等が業務計画通り適期に行なわれているかを確認すること。

(b) カウンターパート要員、補助要員、フェローシップの候補者のために、予めプロジェクトマネイジャーの同意を得た後政府に具申する。

(c) 本計画に任命されたカウンターパート要員と補助要員の管理監督について責任をもつ。

(d) 他の政府機関や本計画に関係のある分野の他のプロジェクトとの調整についてプロジェクトマネイジャーを援助する。

3.19 本国政府は実施機関が認め得る管理官を任命しなければならない。本官はプロジェクトマネイジャーの監督の下に、*Co-Manager* に密接に協力する。管理官は会計、倉庫管理、資材の購入、配布、機材の維持、専門家の給料支払表とサービスに責任をもつ。また、機材の監督、管理職員の監督に責任をもつ。同様に、実施機関が供与した自動車について、計画期間中の登録、免許、保険等についてその任にあたる。

3.20 業務計画のために供与されたすべての機材は本計画の実施面のみ使用される。

3.21 特別基金で購入されたすべての機材は国連特別基金の所有権を
保ち、その名前は実施機関により保有される。この規定はカ国政
府の法律に依りて、あるいは計画の実施の便宜のためにカ国に一
時的に移管され、機材についても適用される。

3.22 特別基金で購入されたすべての機材は、特別基金や実施機関の
標識を明瞭につけねばならない。

D. 業務の実施順序

3.23 実施機関は、国連特別基金の *Managing Director* から、
なすべき業務の認可書を受領したときは、業務を開始しなければ
ならない。

3.24 この認可書によって、実施機関はカ国政府と協議して、この計
画のプロジェクトマネージャーや他の国際専門家の任命をしなければ
ならない。実施機関は業務計画に規定されたプロジェクトの
他部内の活動について調整しなければならない。それには下請業者
の選定のために協議に入ることも含まれる。

プロジェクトマネージャーが在地に到着すると、カ国政府は実
施機関が承諾し得るようなプロジェクト *co-manager* を任
命する。

3.25 プロジェクトマネイジャーは *Co-Manager* と協力し、カ国政府と協議して本計画の遂行のための一般作業計画を作成しなければならない。その大要は兼務スケジュール（附表Ⅳ）に記載されている。この作業計画はプロジェクトマネイジャーの到着後3ヶ月以内に、実施機関の承認のために提出されねばならない。これには兼務の全体スケジュール、詳細な機械リスト、購入されるべき機材、要員計画、輸送の調整、その他のサービスを含まねばならぬ。専門家がか国に到着した時は、各専門家の示唆を考慮に入れられるように準備を進めねばならぬ。

3.26 プロジェクトマネイジャーは *Co-Manager* と協力して、計画業務の最初の12ヶ月間の作業プランを予めつくらねばならぬ。作業全体の詳細な計画はこの期間に作成される。このように12ヶ月ごとの作業計画を予め作成し、実施機関に承認のために提出される。これにより、業務活動を予めコントロールすることができる。

3.27 本計画の人件と、施設の準備についてのスケジュールについて若干の修正は、もし、それが計画に最善であるならば、プロジェクトマネイジャーと *Co-Manager* が同意し、カ国政府と協議して実施機関の本部に承認された時になし得る。

3.28 カ国政府は、プロジェクトに対し、兼務スケジュールの人員配置表にしたがって、カウンターパート要員を任命し、このスケジ

ユーロで概算したカ国政府によって供給される機材を引渡す。

3.29 機材の発注はカ国政府の分担分 (*contribution in kind*) として適時に利用されるように提供される。

3.30 本計画の業務の1年目は次の活動がなされる。

- (a) 土地の補償および農場や展示地域の精密調査(土壌、水、農業)のような準備作業
- (b) 進入路の建設と農場建設
- (c) 農場やパイロット地区の *first zone* のかんがいや排水 *Network* の計画の準備
- (d) 水路の掘削、農場の基盤整備、パイロットエリアの *first zone* の作業の開始。
- (e) 最初の季節の実験の設定と農場における作物栽培の展示。

3.31 2年目の業務

- (a) 農場建物の建設工事の完成
- (b) パイロット地域の *first zone* におけるかんがい排水、ネットワークの延長および完成、2ゾーンの作業開始
- (c) 乾季、雨季作の試験の確立、および作物の多角化の展示
- (d) かんがい、農作業、農業経営についてパイロット地域における農民に対する普及活動
- (e) マーケティング、信用、協同組合の研究および計画地域の組織化。

3.32 オ3年目の業務

- (a) 計画地域におけるかんがい排水ネットワークの完成。
- (b) 乾季・雨季作の試験の継続、作物の多角化と輸作の展示。
- (c) パイロット地域における農民の普及事業の継続
- (d) マーケティング、信用、親協活動、パイロット地域における組織活動

3.33 オ4年目には、試験結果の分析が行なわれ、マーケティング、信用、協同組合、農業経営や普及の活動と並んで得られた結果の比較、最終レポートの作成が行なわれる。

各作物シーズンの終りに、すべての実験展示の結果が統計的に分析される。これらの結果と発見等にはかんがい、非かんがいの作物収量の差異を強調するために、土壌理、かんがい技術、土壌管理によって得られた試験結果との関連性を含んでおり、最終レポートの一部を形成する。

3.34 カウンターパート要員の訓練は現場研修の形で実施される。しかし、毎年の農閑期に計画の実施上適当な問題についての講義がプロジェクトマネージャー、*Co-Manager*によってアレンジされる。そのための施設はプロジェクトマネージャーの要求により、政府が提供する。

3.35 本計画の実行は、ほぼ1965年の9月に始まり、4年間で完成される。

3.36 プロジェクトの進展につれて、プロジェクトマネージャーや、国際協力専門家は *co-Manager* やそれぞれのカウンターパート要員に対する責任を増してくる。特別基金の援助が終る時点において、カ国側要員にプロジェクトの効果的な引継ぎができるようになっていくことが必要である。

3.37 もし計画の終了前に多目的ダムが完成しない時は、カ国政府はパイロット試験場や、展示地域のための揚水かんがい施設を提供するように努める。

IV. 予 算

4.1 本プロジェクトにあてられる人件費、施設費の予定額はこの業務計画に添付された支出計画に詳細がのっている。基金は特別基金や政府によって下記の通り支出される。

(a) 1. 特別基金による割当

(附表 I)	542,900 \$
特別基金拠出額	496,300
国内経費としてのカ国政府拠出額	46,600

2. 政府によるカウンターパート分担分

(附表 II)	500,000
---------	---------

V. 報 告

- 5.1 カ国政府および実施機関は報告書を交換しなければならぬ。その内容、時期は文書によって同意される。
- 5.2 カ国政府および実施機関は各暦年の終りに、特別基金に対し、特別基金拠出金から購入された計画機材の共同証明目録を提出しなければならぬ。そのために所有権が特別基金に残されている。
- 5.3 プロジェクトの業務の終了とともに出来るだけ早く、6ヶ月以内に実施機関はプロジェクトについて、最終総合報告書をカ国政府に提出するために *Managing Director* に提出する。

VI 修 正

本計画は特別基金によって定期的なレビューを受ける。業務計画からの重要な逸脱は、将来の業務のコースを決定するためのプロジェクトの3部分からなる注意深い審査が要求されるだろう。

VII. 計画に対する特別基金援助の完了時においてとられる処置

2.1 計画の成功裡の終了に際して、カ国政府、実施機関、特別基金は特別基金によって供与された機材の一部、あるいは全部について、所有権の移譲について協議するものとする。これらの機材の名称は実施機関によって保有されており、カ国政府、または政府により指名された機関に移管される。

2.2 最終報告を受けてから3ヶ月以内にカ国政府は、実施機関および特別基金に対し、プロジェクトから得られた利益および最終レポートに含まれた勧告を実行するため、政府によって計画された活動方針等を提出しなければならない。

VIII. 署名

8.1 当事者としての下記の者の間で同意に達した。

1965年8月13日

カ国政府代表

Measkeh Caimirane

ラオス政府代表

Phouangkeok phanareth

タイ政府代表

Baanrad Binson

ヴェトナム共和国政府代表

Trinh-Ngoc-Sanh

国連特別基金代表

J. N. Carry

F A O 代表

A. de Tajda

附表 / カンボジア・バタンバンかんがい農業パイロットプロジェクトスライション

支出計画
国連特別基金拠出分

専 門 家	全	各	現金支出予定	US \$	1967	1968	1969
	人×月	計画コスト					
(i) 農業土木技師							
プロジェクトマネージャ	48	95,600	8,000	21,300	23,100	22,200	20,400
(ii) かんがい経験をもつ土木技師	12	23,900	4,000	19,900	—	—	—
(iii) 調査技師	9	17,900	—	17,900	—	—	—
(iv) かんがいアグロノミスト	36	71,700	—	23,200	21,300	27,200	—
(v) トラクター教師 (農 械 具)	6	11,900	—	—	—	11,900	—
(vi) 普及経験をもつ ファームマネージャ	30	59,800	—	—	23,200	21,100	15,500
(vii) 市場、クレジット濃協	12	23,900	—	—	8,000	15,900	—
(viii) 用水配分規則等にも関係 するコンサルタント	3	6,000	—	—	2,000	2,000	2,000
	156	310,700	12,000	82,300	78,200	100,300	37,900

附表 / (続き)

2. 概 算

	現金支出予定 (US \$)				
	1965	1966	1967	1968	1969
農機具 (トラクター, 心土犁, プラウ)					
ハロー, トレーラー)	30,000	25,000	5,000	—	—
建設機 杖	40,000	30,000	—	—	—
輸送車 輛	16,000	—	—	—	—
パイプ付ポンプ (3)	25,000	10,000	15,000	—	—
修理工場 工具	7,000	17,000	—	—	—
水門, 管理調節等	18,000	12,000	6,000	—	—
農場資材, 種子等	7,000	2,000	2,000	3,000	—
最終レポート	10,000	—	—	—	10,000
	153,000	26,000	28,000	3,000	10,000

附表 / (続き)

3. その他

各計画コスト	現金支出予定 (US \$)			
	1965	1966	1967	1968
秘書および書記の雇傭	7,000	1,000	1,500	2,000
郵便および電話料金	6,000	1,000	1,200	1,200
予備費	5,600	1,000	1,000	1,000
	18,600	3,000	3,700	4,200

プロジェクト全体コスト

482,300	41,000	172,000	109,900	107,500	51,900
---------	--------	---------	---------	---------	--------

4. 実施機内雑費

60,600	5,100	15,100	15,100	15,100	10,200
--------	-------	--------	--------	--------	--------

5. 特別基金直接経費

542,900	46,100	187,100	125,000	122,600	62,100
---------	--------	---------	---------	---------	--------

行表 五

カンボジア、パッタバン、かんがい農業のためのパイロット・ステーション

支出計画
政府分担額

現金支出予定 (リエル)

	1965	1966	1967	1968	1969
人月	リエル				
1. 人的奉仕					
(a) 専門スタッフ					
1. Co-Manager (1)	48	560,000	440,000	140,000	140,000
2. アシスタント、プロバリスト(2)	96	800,000	320,000	200,000	200,000
3. 作業班長(1)	48	440,000	320,000	110,000	110,000
4. テクニカル、アシスタント(5)	240	600,000	480,000	150,000	150,000
	432	2,400,000	1,560,000	600,000	600,000
(b) 非専門スタッフ					
5. アドミニストラティブ					
オフィサー(1)	48	182,000	12,500	45,000	45,000
タイピスト秘書(1)	48	99,600	8,600	25,000	25,000
倉庫番(1)	48	79,300	5,300	20,000	20,000
トラックおよびトラック 運転手	384	119,600	9,600	30,000	30,000
9. 修理工(1)	48	119,000	8,000	30,000	30,000
	576	600,000	44,000	150,000	150,000
		2,000,000	200,000	750,000	750,000
					550,000

(25)

附表Ⅱ (続き)

	各種コスト					現金支出予定 (リエル)				
	1965	1966	1967	1968	1969					
2. <u>土地建物</u>										
貯蔵施設	500,000	500,000								
土地補償、整地、均平、干 ンア場、かんがいネットワーク	4,000,000	3,000,000	1,000,000							
非Kネットワーク、構造等	2,000,000	1,000,000	1,000,000							
実験農場、道路、学校、住宅 修理工場、建物等	2,000,000	1,000,000	1,000,000							
	8,500,000	5,000,000	3,000,000							
3. <u>械</u>										
a) 燃料、オイル、運転経費	1,340,000	300,000	300,000	280,000	280,000					
b) 現地で入手可能な工具	250,000	200,000	400,000	10,000	10,000					
c) 現地輸送経費	770,000	500,000	150,000	40,000	40,000					
d) 普及のための械	890,000	500,000	240,000	50,000	50,000					
e) 種子と肥料	640,000	200,000	200,000	100,000	100,000					
f) 械	570,000	300,000	70,000	20,000	20,000					
	4,500,000	2,000,000	1,000,000	500,000	500,000					

附表 II (続き)

	現金支出予定 (リエル)			
	1965	1966	1967	1968
各計画コスト (リエル)				
事務所調度、家具、文房具	1,500,000	400,000	400,000	400,000
通信経費、予備費	100,000	400,000	400,000	200,000
その他	1,500,000	400,000	400,000	200,000
力国側負担額 (リエル)	17,500,000	8,150,000	5,150,000	1,650,000
力国側負担額、総額 (US \$)	500,000	232,857	147,143	47,143

(US \$)

附表 III

カンボジア・バットアンパン、かんがい農業パイロットステイション

政府拠出金

	総額		US \$			
	US \$	1965	1966	1967	1968	1969
分 担 金 1)	500,000	37,143	232,857	147,143	47,143	35,714
現地通貨のための						
分 担 金 2)	46,600	14,200	—	11,700	15,000	5,700
政府負担総額	546,600	51,343	232,857	158,843	62,143	41,414

(27)

1) この通貨換算率は US 1 \$ = 35 Riel

2) この額は国連の交換レートで現地予算として支払われる。

(レートは特別基金として利用し得るもつとも有利な公定レートである)

すなわち現在 US 1 \$ = 35 Riel

附表 Ⅱ カンボジア：バットソバン、かんがい農業パイロットステーション
業務スケジュール

I 専任スタッフの人員配置表とフェローシップの時期

a) 国際のに募集された専門家

	1965	1966	1967	1968	1969
農業土木およびプロジェクトマネージャー	48	4	12	12	8
土木（建設）とかんがい技師	12	2	10	-	-
調査技師	9	-	9	-	-
かんがいアグロノミスト	36	-	12	12	-
トラクター教師（農械具）	6	-	-	6	-
普及の経験を持つ農場管理者	30	-	12	12	6
市場、クレジット、農協	12	-	4	8	-
コンサルタント（水利規則を含む）	3	-	1	1	1
b) <u>カウンセラー・パート要員</u>					
Co-Manager	48	4	12	12	8
アシスタントアグロノミスト (2)	96	8	24	24	16
作業班長 (1)	48	4	12	12	8
テクニカルアシスタント (5)	240	20	60	60	40

II その他の施設

a) 建物と建設

政府により供給されるもの

実験農場の土地、事務所建物、道路、排水

道路、排水

ポンプステーションとかんがい水路網

1965年 9月

1966年 3月

1966年 6月 ~ 9月

附表 IV (続き)

II 其他の施設 (続き)

b) 概 核

1) 特別基金により提供されるもの

農 概 具 等	1966/67	1月
建 設 費 等	1965/66	12月
輸 送 等	1965	12月
ホ ン プ 等	1966/67	3月
修 理 工 具	1966	3月
水 内、パイプ、セメント	1966/67	3月

2) 政府により提供されるもの

燃料・オイル・修理部品	Continuous	9月
輸 送	1965	
そ の 他	Continuous	
事務用器具調度	1965	12月

c) 非専門家要員

管 理 官 (1)	1965	9月
タイピスト秘書 (1)	1965	9月
倉 庫 番 人 (1)	1965	9月
トラクターとトラック運転手 (6)	1965	9月
概 核 工 (1)	1965	9月

附表 IV (続き)

カンボジア国建特別基金

バツタノバンかんがい農業パイロットステーション

Ⅲ. 作業スケジュール	完工率 %																																	
	0	25	50	75	100	1965						1966						1967						1968						1969				
1. 土地買上補償																																		
2. 実験農場および展示 地域における実施設 計(土壌水管理)																																		
3. 進入路、建物の建設																																		
4. かんがい、排水計画 の作成																																		
5. 水路および構造物の 掘削および建設																																		
6. <i>first zone</i> の作業の開始																																		
7. <i>second zone</i> の作業の開始																																		
8. 実験パイロット地域の農民 に対する普及活動																																		
9. 市場、信用供与、農協活動																																		
10. 作物の多角化、輪作 体系の展示																																		
11. 実験結果の比較検討																																		
12. 訓練																																		
13. 最終レポート																																		

